

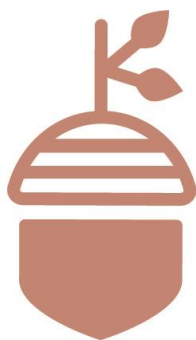
令和6年

重要事項説明書

お願い

次の3点に（2部ずつ）必要事項をご記入の上、各1部をご提出いただきますようお願い申し上げます。

1. 「重要事項説明に関する同意書」
2. 「写真、動画使用許可願兼承諾書」
3. 「個人情報同意書」



かしのみ
ほいくえん

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	学校法人 柿の実学園
所 在 地	川崎市麻生区上麻生7丁目41-1
電 話 番 号	044-988-0229
代 表 者 職 氏 名	理事長 小島 哲史

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	かしの実保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市中原区木月1-33-15
電 話 番 号	044-948-4015
施 設 長	今田 綾
受 入 年 齢	生後5か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 12人 1・2歳児 48人 3歳以上児 90人
開 設 年 月 日	令和3年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

かしの実保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

保育所延床面積	1133.11 m ²
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建て
建築面積	565.57 m ²
屋外遊技場面積	377.9 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
0歳児室	1室	40.99 m ²	
乳児保育室	1室	145.51 m ²	1歳児、2歳児保育室
3歳児室	1室	63.55 m ²	
4歳児室	1室	64.78 m ²	
5歳児室	1室	63.59 m ²	
遊戯室	1室	92.93 m ²	
調理室	1室	47.02 m ²	
事務室（医務スペース含）	1室	28.17 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
統括	1人	経理事務の統括
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	23人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
保育士補助員	1人	
栄養士	2人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2人	給食調理
事務員	1人	会計事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります)。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で時間外保育を提供します。(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります)。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 年度限定型保育の実施

川崎市要綱に基づいた年度限定型保育を実施することとする。

(4) 地域活動事業の実施

①地域交流の日 地域の方々、おじいちゃんおばあちゃんを招待して子供たちとともにふれあいをおこなう。

②クリスマス会 地域の乳幼児をもつ親子を対象に音楽に触れて、楽しいひと時を過ごしていただく。

③異年齢児交流事業 児童や地域の児童とともに地域交流活動への積極的参加をおこない異年齢との関わりを大切にします。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
 (1) に掲げる保育料のほか、次表に掲げる費用を御負担いただきます。
 お支払方法は、別途お知らせします。

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額 1,000円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,500円
日単位延長利用料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	30分単位 1回 500円 (補食代：1回 100円)
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,600円
副食代	3歳以上の児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの	月額 4,500円 ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子（川崎市が定める保育料と同じ考え方）以降は免除
帽子代、 名札代、 連絡帳 教材類3才以上 遠足費等	学年ごとにそろえて購入する帽子代・名札代・連絡帳代を実費で御負担いただくもの。必要に応じ遠足費、アルバム代等、実費負担いただく。	帽子 1,150円 名札 160円 連絡帳 210円 教材類 3,110円

※万が一滞納があった際には川崎市役所に情報を提供する可能性があります。

10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	わかばこどもクリニック
医師名	宮沢 啓貴
所在地	川崎市中原区西加瀬 17 - 8
電話番号	044-411-3108

(2) 歯科

医療機関の名称	みはやデンタルクリニック
歯科医師名	及川 美早
所在地	川崎市中原区井田三舞町 8 - 21
電話番号	044-750-0100

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：川崎市立井田病院 診療科：総合病院 所在地：川崎市中原区井田 2 丁目 27 - 1 電話番号：044-766-2188
受診医療機関②	医療機関名：古矢整形外科医院 診療科：整形外科 所在地：川崎市中原区西加瀬 4 - 12 電話番号：044-411-5137

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。
避難場所	住吉小学校（川崎市）

14 虐待等の防止のための措置に関する事項

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

児童福祉法に基づき、以下の点を徹底いたします。

職員は、児童に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接児童の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと、又は強制的に食べさせること。
- (6) 児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや児童をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該児童を無視すること。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 主任 和田 智子 ・苦情解決責任者 園長 今田 綾 ※苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、ご意見箱も御利用ください。	
第三者委員	社会福祉法人 共遊の会 はじめの一步保育園園長 小島 敦子	電話番号 044-981-5105
	木月一丁目(第一区、二区、三区) 民生委員 植本 智美	電話番号 090-8485-5174

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	三井住友傷害保険
保 険 の 内 容	賠償 一千万円まで

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none">・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

18 個人情報の取り扱いについて

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報について適切に取り扱い、個人情報の保護に努めます。

個人情報に関して下記一覧に記載する主たる利用目的の通りに利用致します。

◆主たる利用目的

1. 園児募集ならびに入園に関する業務
2. 利用料金などの出納に関する業務
3. 保護者様との連絡に関する業務
4. 園児の保育に関する業務
5. 園児の記録管理に関する業務
6. 園児の健康状態把握に関する業務
7. 卒園児の確認に関する業務
8. 関係官庁への届け出及び法令などで定められている関係官庁への報告・書類作成
9. 入学する学校からの照会に対する回答
10. 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う事。

この重要事項説明書をよくお読みいただき、ご同意いただける場合はご署名とご捺印をお願い致します。

重要事項説明に関する同意書

令和 6 年 4 月 1 日

保育園名：かしの実保育園

説明者職氏名：園長 宛

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、かしの実保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

写真、動画使用許可願兼承諾書

年 月 日
保育所名 学園 かしの実保育園 園長

当園で撮影した写真、動画を、以下の目的に使用することをご了承くださいますようお願い申し上げます。

利用目的：

- ・写真販売 ・柿の実学園グループ HP など
- ・柿の実学園グループパンフレット等印刷物

使用期間：

期限なし

(ただし使用を中止の要請を受けた場合は、速やかに処理をおこなうものとします。)

上記写真、動画に関する使用に関して許可し、承諾します。

親子ともに承諾

子どものみ承諾

※承諾されるものにチェックしてください。

ご署名日：令和 6 年 4 月 1 日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印

児童氏名： _____

児童から見た続柄： _____